

令和2年度第1回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和3年3月17日（水）から 30日（火）まで 書面開催																								
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）</td> <td>有 川 博</td> </tr> <tr> <td>（元）会計検査院官房審議官</td> <td>飯 塚 正 史</td> </tr> <tr> <td>東京都市大学工学部建築学科教授</td> <td>小 見 康 夫</td> </tr> <tr> <td>公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）</td> <td>片 桐 春 美</td> </tr> <tr> <td>弁護士（第一芙蓉法律事務所）</td> <td>木 下 潮 音</td> </tr> <tr> <td>東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授</td> <td>小 池 孝 子</td> </tr> <tr> <td>東北公益文科大学准教授</td> <td>斉 藤 徹 史</td> </tr> <tr> <td>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長</td> <td>仲 田 裕 一</td> </tr> <tr> <td>弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）</td> <td>原 澤 敦 美</td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授</td> <td>堀 田 昌 英</td> </tr> <tr> <td>弁護士（兼子・岩松法律事務所）</td> <td>森 岡 誠</td> </tr> <tr> <td>弁護士（オリック東京法律事務所）</td> <td>若 林 美奈子</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（敬称略・計12名）</p>	日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）	有 川 博	（元）会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史	東京都市大学工学部建築学科教授	小 見 康 夫	公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）	片 桐 春 美	弁護士（第一芙蓉法律事務所）	木 下 潮 音	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小 池 孝 子	東北公益文科大学准教授	斉 藤 徹 史	（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲 田 裕 一	弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	原 澤 敦 美	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授	堀 田 昌 英	弁護士（兼子・岩松法律事務所）	森 岡 誠	弁護士（オリック東京法律事務所）	若 林 美奈子
日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）	有 川 博																								
（元）会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史																								
東京都市大学工学部建築学科教授	小 見 康 夫																								
公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）	片 桐 春 美																								
弁護士（第一芙蓉法律事務所）	木 下 潮 音																								
東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小 池 孝 子																								
東北公益文科大学准教授	斉 藤 徹 史																								
（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲 田 裕 一																								
弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	原 澤 敦 美																								
東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授	堀 田 昌 英																								
弁護士（兼子・岩松法律事務所）	森 岡 誠																								
弁護士（オリック東京法律事務所）	若 林 美奈子																								
審議事項	<p>(1) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果（定例審議案件）について</p> <p>(2) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果（定例審議案件）について</p> <p>(3) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果について</p>																								
議案の概要	<p>(1) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p> <p>(2) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p> <p>(3) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p>																								
委員会による審議結果報告	<p>(1)～(3) 審議の結果について、了承した。</p>																								
事務局からの報告	<p style="text-align: center;">-</p>																								

委員からの
意見等の概要

(1)各部会に関する委員からの意見等

①委員からの意見等

○令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果

<議案1>安全対策の事前協議が不十分だったとのことですが、その原因究明が必要だと思う。次の工事、他工事への教訓として生かして欲しい。(P6)

【回答】

本件については、設計段階で道路管理者や交通管理者と安全対策について十分協議を行っていましたが、図面上の協議ということが主であり、実際、施工段階になり現地確認したところ、視界が少し悪い部分があることが判明したため、フェンスを撤去してクリアパネルを設置するなどの変更を行ったものです。

このように、設計段階で十分協議を行っても、事前協議は図面上のものが主であり、実際に施工段階で確認していく中で、道路管理者などの指示により変更が必要となることは避けがたいものと考えておりますが、今後も引き続き、事前の調整を可能な限り緻密に行うよう、所管局にはご意見を伝えさせていただきます。

②委員からの意見等

○令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果

<議案2>これまでのシステム等の導入に際して、指摘のような観点での検討が十分なされているかについての検証と、今後の導入にあたっての適切な検討がなされるよう、都全体として取り組む必要があると考えます。(P7)

【回答】

システム等の導入にあたっては、ご指摘のような観点も踏まえつつ、都全体として引き続き適正に対応して参ります。

③委員からの意見等

○令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果

<議案6>本件の場合においては、下請事業者が異なれば談合の可能性が高く、下請事業者が同一であれば談合の可能性が低いとも考えられたことから、談合の可能性を調査する一環として、下請事業者を確認することに意味があったのではないかと考えるが、いかがか。(P16)

【回答】

所管局では、当時、当該入札参加者に対して事情聴取を行い、積算責任者などについては確認を行っていましたが、見積依頼を行った下請事業者がどこであったかの確認までは行っておりませんでした。ただ、それは「下請事業者が同一であったとしても違法ではない」から確認をしなかったということではなく、下請事業者の同一性の確認そのものの有用性までを認識していなかったというのが事実であると承知しております。

いただいたご意見につきましては、今後同様の事象が生じた際の参考とさせていただきます。

④委員からの意見等

○令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果

「令和元年品確法改正、そして、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、施工時期の平準化を図るための施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用以外に、「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表」も発注者の責務として明記されました（品確法第7条第1項第5号）。

財務局におきましては、他局と連携して、中長期的な発注の見通しの公表に向けた取組みをお願い致します。」

との記載があるが、ここでは施工時期の標準化を図る施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用を挙げていますが、そのような施策によって実際にどれだけ施工時期が標準化されたのか、あるいはされていないのかについて、現状を見える化する必要があると思う。

月ごとに、その月に工事の始期を迎えた工事数、工事金額、工期、繰越明許費・債務負担行為を活用したものの工事数、工事金額、工期などについて、各部局ごとの数値、前年の数値との比較などが明らかになって、初めて、東京都が施工時期の標準化を図っているのか、いないのかが明らかになると思う。（P23）

【回答】

平準化にかかる取組が見える化することは、今後の重要な課題であると認識しています。

現在も平準化率や年度末に設定された履行期限の状況等については、前年度と対比して管理するとともに公表しているところです。

各局における債務負担行為や繰越明許費の活用状況等の見える化については、予算等の管理方法が各局において様々であることから、効率的な分析のあり方等について、庁内連絡会において各局と連携して検討していきます。